

# 福岡県公報

平成27年4月7日  
第3683号

## 目次

### 告示 (第389号 - 第398号)

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| ○休猟区の指定   | (自然環境課) | 1 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 3 |

### 公告

|                                    |            |   |
|------------------------------------|------------|---|
| ○開発行為に関する工事の完了                     | (都市計画課)    | 4 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (食の安全・地産地消課) |            | 4 |
| ○指定介護老人福祉施設の指定                     | (高齢者支援課)   | 4 |
| ○競争入札参加者の資格等                       | (総務事務センター) | 4 |
| ○一般競争入札の実施                         | (総務事務センター) | 6 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請                  | (社会活動推進課)  | 8 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請               | (社会活動推進課)  | 9 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請               | (社会活動推進課)  | 9 |

### 再掲

|                   |         |    |
|-------------------|---------|----|
| ○県立病院の料金の徴収の事務の委託 | (健康増進課) | 10 |
|-------------------|---------|----|

## 告示

### 福岡県告示第389号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第14条第1項の規定に基づき、次のように特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項の規定において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

- 特定鳥獣の種類  
イノシシ及びニホンジカ
- 区域  
田尻・太郎丸休猟区の全部
- 存続期間  
平成27年4月16日から  
平成29年3月31日まで

### 福岡県告示第390号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名        | 変更前後別 | 区間   | 幅員 (メートル)        | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------------|-------|--|------------------|-----------|
| 田川       | 県道    | 行橋線<br>添田線 | 前     | 田川郡赤村大字赤5081番<br>4先から<br>田川郡赤村大字赤5080番<br>1先まで | 7.8<br>~<br>43.0 | 83.2      |

|  |  |  |   |  |                  |      |
|--|--|--|---|--|------------------|------|
|  |  |  | 後 | 田川郡赤村大字赤5081番4先から<br>田川郡赤村大字赤5080番1先まで | 7.8<br>～<br>22.2 | 83.2 |
|--|--|--|---|--|------------------|------|

**福岡県告示第391号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名        | 変更前後別 | 区間                                       | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|------------|-------|--|-------------------|--------------|
| 八女       | 県道    | 浮羽<br>石川内線 | 前     | 八女市矢部村北矢部2039番2先から<br>八女市矢部村北矢部2038番2先まで | 11.6<br>～<br>28.0 | 145.0        |
|          |       |            | 後     | 八女市矢部村北矢部2039番2先から<br>八女市矢部村北矢部2038番2先まで | 11.6<br>～<br>37.0 |              |

**福岡県告示第392号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名        | 供用開始の区間                                  |
|----------|------------|--|
| 八女       | 浮羽<br>石川内線 | 八女市矢部村北矢部2039番2先から<br>八女市矢部村北矢部2038番2先まで |

**福岡県告示第393号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名       | 変更前後別 | 区間                                       | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|-----------|-------|--|------------------|--------------|
| 八女       | 県道    | 岩野<br>黒木線 | 前     | 八女市黒木町木屋10192番1先から<br>八女市黒木町木屋10207番3先まで | 5.4<br>～<br>5.9  | 113.0        |
|          |       |           | 後     | 八女市黒木町木屋10192番1先から<br>八女市黒木町木屋10207番3先まで | 5.5<br>～<br>17.5 |              |

**福岡県告示第394号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備<br>事務所名 | 路線名       | 供用開始の区間                                  |
|--------------|-----------|--|
| 八女           | 岩野線<br>黒木 | 八女市黒木町木屋10192番1先から<br>八女市黒木町木屋10207番3先まで |

## 福岡県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備<br>事務所名 | 道路の<br>種類 | 路線名              | 変更<br>前後別 | 区<br>間                                  | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) |
|--------------|-----------|------------------|-----------|---|-------------------|--------------|
| 八女           | 県道        | 北矢部<br>冬野線<br>黒木 | 前         | 八女市黒木町大淵6079番1先から<br>八女市黒木町大淵6082番21先まで | 9.0<br>～<br>20.7  | 106.7        |
|              |           |                  | 後         | 八女市黒木町大淵6079番1先から<br>八女市黒木町大淵6082番21先まで | 10.8<br>～<br>21.6 |              |

## 福岡県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備<br>事務所名 | 路線名              | 供用開始の区間                                 |
|--------------|------------------|---|
| 八女           | 北矢部<br>冬野線<br>黒木 | 八女市黒木町大淵6079番1先から<br>八女市黒木町大淵6082番21先まで |

## 福岡県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備<br>事務所名 | 道路の<br>種類 | 路線名       | 変更<br>前後別 | 区<br>間                             | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|--------------|-----------|-----------|-----------|------------------------------------|------------------|--------------|
| 八女           | 県道        | 八香<br>女春線 | 前         | 八女市星野村5235番1先から<br>八女市星野村5234番1先まで | 7.6<br>～<br>10.7 | 49.0         |
|              |           |           | 後         | 八女市星野村5235番1先から<br>八女市星野村5234番1先まで | 9.5<br>～<br>16.0 |              |

## 福岡県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

|              |              |                                    |
|--------------|--------------|------------------------------------|
| 県土整備<br>事務所名 | 路 線 名        | 供 用 開 始 の 区 間                      |
| 八 女          | 八 女<br>香 春 線 | 八女市星野村5235番1先から<br>八女市星野村5234番1先まで |

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市野坂字東道四郎2723番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市野坂2723番4  
遍照寺  
代表役員 青木 信則

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項の指示及び指導並びに公表の指針」の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課に備え置きます。

平成27年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由  
国の機関（消費者庁、国税庁及び農林水産省）が行政手続法（平成5年法律第88号

）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」と実質的に同一の行政指導指針を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項の指示及び指導並びに公表の指針を改正した日

平成27年4月1日

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

| サービスの種類    | 介護保険事業所番号  | 施設の名称及び所在地                                     | 開設者の名称           | 指 定 年月日       |
|------------|------------|--|------------------|---------------|
| 介護福祉施設サービス | 4073301477 | 特別養護老人ホームケアポート<br>玄海ユニット棟<br>福岡県宗像市神湊字堀田118番地2 | 社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会 | 平成27年<br>4月1日 |

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
コピー用紙単価契約

## 2 競争入札参加者の資格

### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者  
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

### (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から平成27年4月21日（火曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることの証明書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入

札に付します。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
コピー用紙単価契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
平成27年6月1日から平成28年5月31日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書による。

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年5月19日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 希望業種名  | 等級       |
|-----|-----|--------|----------|
| 01  | 03  | 紙      | AA, A, B |
| 01  | 02  | 事務機器   |          |
| 05  | 02  | 電気通信機器 |          |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることの証明書を下記5に掲げる者へ平成27年5月11日（月曜日）午後5時00分までに提出して確認を受けた者。

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX番号 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年4月7日（火曜日）から平成27年5月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

郵送の場合 平成27年5月18日（月曜日）午後5時00分

持参の場合 平成27年5月19日（火曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成27年5月20日（水曜日）午後2時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所で行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price.
- (2) Time Limit for Tender :  
4:00 P M on May 19 , 2015
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs  
Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7,Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3092

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年3月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人colour

## (2) 代表者の氏名

佐藤 諒

## (3) 主たる事務所の所在地

中間市大辻町21番7号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、総合型地域スポーツクラブとしてスポーツ運動や文化活動、自然活動等様々な活動を体験することにより人間性を育み、バランスの良い身体能力の向上、青少年の健全な育成に寄与すると共に、地域社会に密着したスポーツや文化活動等の振興・発展に寄与することを目的とする。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成27年3月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人JACFA

## (2) 代表者の氏名

浅海 道子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡市東区箱崎五丁目11番6-808号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は国内外の青少年・一般及び教育関係者に対して国際教育並びに相互文化交流の機会を提供すること、並びに高齢人口の増加に伴う諸問題対策への援助活動を行うことを通じて、国際社会に貢献できる人づくりと健全な社会の建設に資することを目的とする。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成27年3月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人シルバー人財いきいきセンター

## (2) 代表者の氏名

柴原 一保

## (3) 主たる事務所の所在地

久留米市合川町423番地1

## (4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、職を持たない高齢者及び若者に対し、塗装やエクステリア等の技術指導に関する事業を行い、自立した高齢者及び若者のいきいきとした生活に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、職を持たない高齢者及び若者に対し、塗装やエクステリア等の技術指導に関する事業を行うとともに、建築関係業務において熟練した技術を有する中高年齢のベテラン職人の方々に、その能力や経験を活かし地域社会に貢献していただくための支援に関する事業を行い、自立した高齢者及び若者のいきいきとした生活に寄与することを目的とする。

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第388号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のように県立病院の料金について徴収の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成27年4月1日

福岡県知事 小 川 洋

| 施設の名称             | 受託者の所在地及び名称      |                    | 委託期間                    |
|-------------------|------------------|--------------------|-------------------------|
|                   | 所在地              | 名称                 |                         |
| 福岡県立精神医療センター太宰府病院 | 福岡市中央区高砂二丁目10番1号 | 一般財団法人医療・介護・教育研究財団 | 平成27年4月1日から平成37年3月31日まで |